

令和 7 年度

町内会・自治会の手引き

宇治市 市民協働推進課

はじめに

町内会・自治会は、それぞれの地域で住民福祉の増進のために、様々な分野で活動されています。特に近年、防災や防犯、地域福祉などの取り組みに対する期待は高まっており、宇治市内でも、日頃から活発に活動されている地域や、実際に災害が起こった時に町内会・自治会が中心となって積極的に対応にあたられた事例などがあります。

一方、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、少子高齢化の影響などにより、加入率の低下や役員のなり手不足が課題となっている地域もあります。

本冊子は、町内会・自治会運営の基礎的な内容を掲載するとともに、町内会・自治会の課題解決や活動の参考となりますよう、町内会・自治会の現状や活動事例も踏まえ、まとめたものです。

町内会・自治会によって、運営方法や活動内容などは様々ですので、本冊子はあくまで参考にお示しするものですが、町内会・自治会活動をされている皆さまの一助となりましたら幸いです。

【本冊子の作成にあたって】

市では、町内会・自治会の活性化、地域コミュニティや協働のあり方について検討を進めるために、平成 25 年度から 2 年にわたり、有識者や地域の代表の方などにご協力をいただいて、「宇治市地域コミュニティ推進検討委員会」を設置しました。同委員会では市に対する提言をとりまとめていただくとともに町内会・自治会の手引きの原案作成にご協力をいただきました。

本冊子は、「宇治市地域コミュニティ推進検討委員会」よりいただいた原案を基に、市が作成したものです。

もくじ

<u>第 1 章 運営の基礎知識</u>	… P 1
1. 町内会・自治会の重要性と位置付け	
(1) 町内会・自治会の重要性について	… P 2
(2) 町内会・自治会の位置付け	… P 3
2. 町内会・自治会の役割と活動内容	
(1) 町内会・自治会の役割と活動内容	… P 4
(2) 町内会・自治会の 1 年	… P 5
3. 役員	
(1) 役員の種類と仕事	… P 6
(2) 選出方法	… P 6
4. 会計	
(1) 適正な会計管理のためのポイント	… P 8
(2) 予算と決算	… P 9
(3) 会計監査	… P 9
5. 引き継ぎ	
(1) 重要性	… P 1 0
(2) 留意点	… P 1 0

6. 個人情報の取り扱い	
(1) 個人情報とは	…P 1 2
(2) 個人情報保護法とは	…P 1 2
(3) 町内会・自治会と個人情報保護法	…P 1 2
(4) 町内会・自治会での個人情報の取り扱い	…P 1 3
7. 町内会・自治会への情報提供	
(1) 市からの文書等の送付	…P 1 5
(2) 市以外の団体・機関等への情報提供	…P 1 5
(3) 宇治市くらしの便利帳	…P 1 6
コラム① 地域の活性化に向けて～コミュニティ助成の活用～	…P 1 7
 第2章 運営のヒント	…P 1 8
1. 町内会・自治会の加入者が減っています	…P 1 9
2. 役員の仕事が多くて負担になっています	…P 2 0
3. 役員の担い手不足で困っています	…P 2 1
4. 会員の活動への参加状況があまり良くありません	…P 2 2
5. 活動の継続性が課題になっています	…P 2 3
コラム②地域の活性化に向けて～地域運営組織とその法人化～	…P 2 4

第3章 活動事例と地域の各種団体 ……P25

1. 町内会・自治会活動事例紹介	新田町内会	…P26
	西浦東町内会	…P28
	サウスヒルズ町内会	…P30
	折居台自治会	…P32
	緑ヶ原自治町内会	…P34
	明星町自治会	…P36
	若葉台自治会	…P38
2. 地域で活動する様々な団体などの一覧		…P40

◇参考資料 ……P44

- (1) 会則 作成例
- (2) 予算書 様式例
- (3) 決算書 様式例
- (4) 総会等の書面表決 様式例
- (5) 未加入者向け案内等 作成例
- (6) 宇治市公立集会所

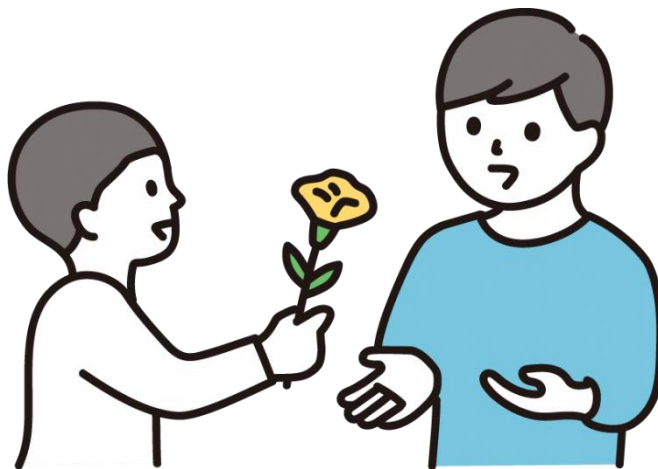


※本冊子に掲載している情報は令和7年3月現在のものです。

制度等の変更にはご注意ください。

第1章

運営の基礎知識



1. 町内会・自治会の重要性と位置付け

(1) 町内会・自治会の重要性について

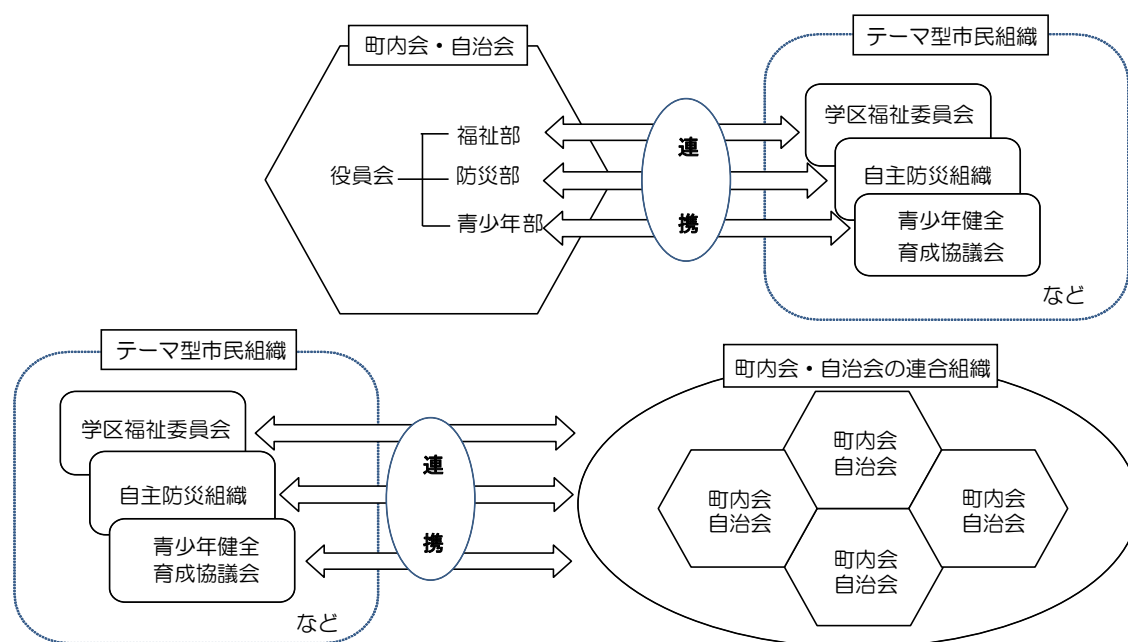
「町内会・自治会」は、主に地縁に基づいて組織され、生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。加入率は減少傾向にあるものの大半の世帯が加入し、地域の世帯や幅広い世代を網羅していることから、地域コミュニティの基礎を支えています。

各町内会・自治会の組織の規模や活動内容などは様々ですが、防災や防犯、環境美化、子供や高齢者を対象とした地域福祉のほか、地域住民の親睦を目的とした行事など、幅広い活動分野があり、それぞれの地域で、住民共通の課題解決などにも取り組まれています。

また、町内会・自治会以外にも、地域には防災や防犯、福祉、青少年育成など各種分野ごとに活動されている団体や様々な目的で活動している NPO などの「テーマ型市民組織」があります。これらが相互に関係し合いながら、様々な形で地域コミュニティを形成しています。

東日本大震災においては、町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティの住民相互の助け合い（共助）が、大きな力となりました。宇治市においても、各地域で防災力向上に向けた取り組みが始まり、平成 24 年 8 月の京都府南部地域豪雨災害においては、町内会・自治会を中心とした地域コミュニティが災害時の避難や、復旧・復興に大きな役割を果たすなど、その重要性は益々高まっています。

《 町内会・自治会とテーマ型市民組織の連携イメージ 》



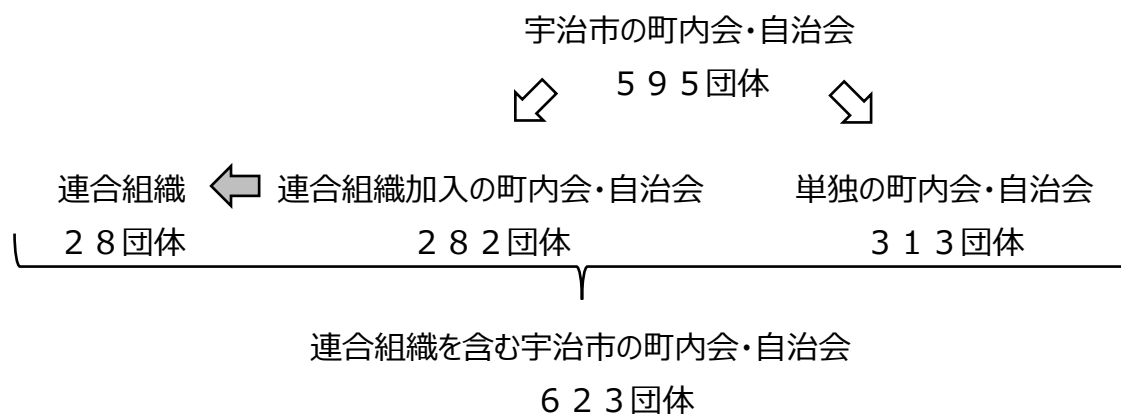
(2) 町内会・自治会の位置付け

○町内会・自治会と連合組織

町内会・自治会には、単独の町内会・自治会のほか、複数の町内会・自治会が参加して設立された連合組織があります。町内会・自治会と同様に、その組織の構成や規模、活動内容などは様々です。

連合組織は、各地域で町内会・自治会の合意のもと、設立されているものです。組織化されていない地域もあり、全ての町内会・自治会が加入しているものではありません。しかしながら、複数の町内会・自治会が協力して活動することで、規模が大きくなることによる利点生まれ、小さな規模では難しい活動にも取り組みが可能となっている事例があります。

○宇治市の町内会・自治会数



* 令和7年3月末日現在、各団体から市への届出状況より

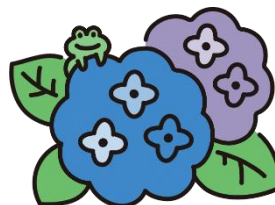
○法的な位置付け

町内会・自治会は、それぞれの地域で住民の合意に基づき設立された住民自治組織であり、基本的に法律上の規定はありません。会社やNPOなどのような法人ではなく、任意団体であり、行政の下部組織でもありません。

ただし、地域的な共同活動を円滑に行うために、不動産等の保有の有無に関わらず「認可地縁団体」として法人格を取得できることが、地方自治法に規定されています。

「認可地縁団体」について

詳しくは・・・市役所市民協働推進課まで



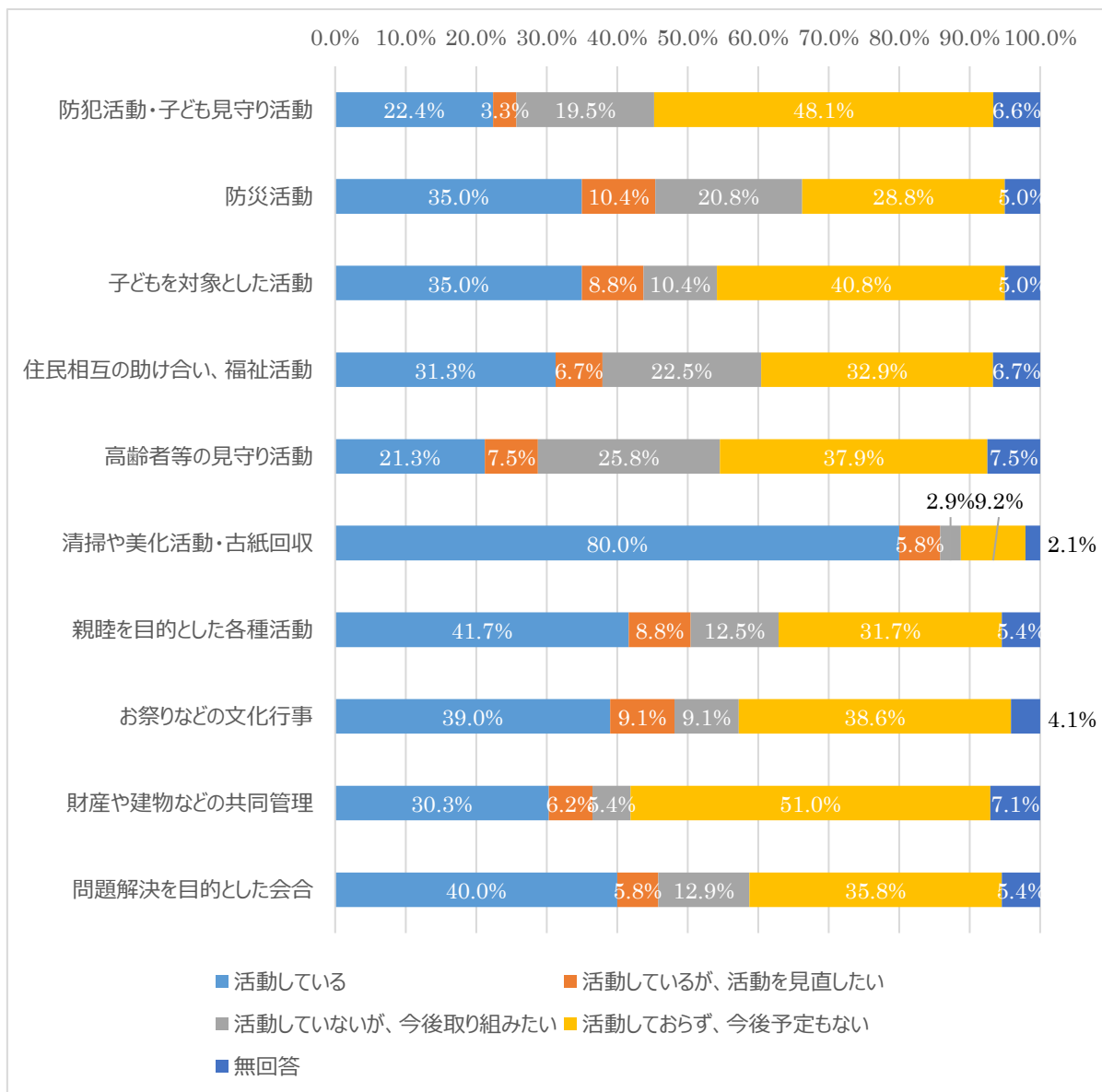
2. 町内会・自治会の役割と活動内容

(1) 町内会・自治会の役割と活動内容

町内会・自治会では、様々な分野で地域活動に取り組まれています。

ごみ捨てのルールづくりや回収場所の清掃といった日常生活に密着した活動や防災、防犯などいずれの世帯、年齢層においても関わりのあるような、地域住民の共通課題に取り組むことが広く期待されています。また、行政と協働して地域課題に取り組む際などには、地域住民の意見を集約し、行政に伝える役割も担っています。そのほか、地域のお祭りなどの行事により、地域住民のコミュニケーションを図る場になっていることも少なくありません。

令和6年度に実施した町内会・自治会長アンケートでは、町内会・自治会の活動内容について、次のような回答結果となっています。



(2)町内会・自治会の1年

町内会・自治会が取り組む活動は、地域ごとに様々ですが、活動の1年間を例示すると次のようになります。

役員の任期は、町内会・自治会の多くで4月から翌年3月までの1年間とされていますが、それ以外の月に役員を改選されている地域もあります。

《活動スケジュールの一例》

* 役員が4月に改選される場合

	行 事	運 営
1月		役員の選出
2月	 	旧役員からの引き継ぎ
3月	 	
4月		新役員体制の発足 総会・役員会など
8月	夏まつり	
9月	敬老会	 
10月	運動会	
11月	防災訓練	 
12月	歳末パトロール	
1月		次期役員の選出
2月		次期役員への引き継ぎ
3月		

3. 役員

(1) 役員の種類と仕事

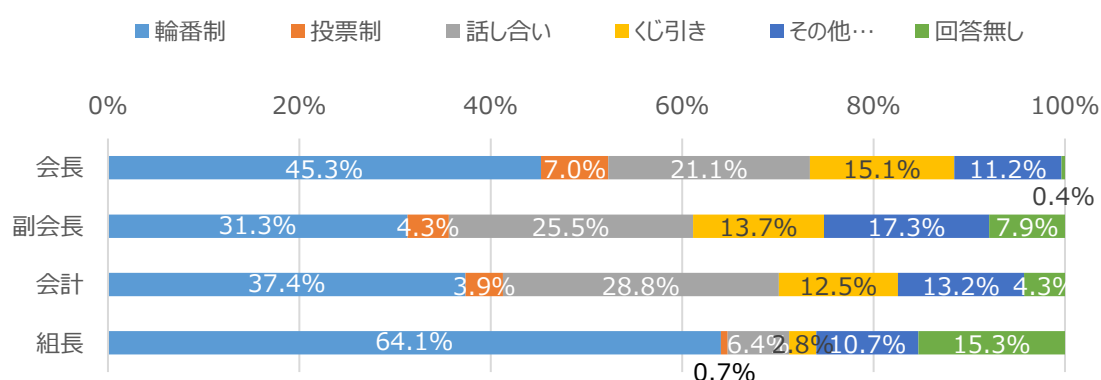
町内会・自治会役員の一例として、次のようなものがあります。実際には、町内会・自治会ごとに活動分野や規模は様々で、必要な役員やそれぞれの役割も異なります。どのような役員をおくか、どのような役割を担うかは、それぞれの町内会・自治会の状況にあわせて決めていく必要があります。

会 長	町内会・自治会の代表者として、運営を総括する役割を担います。
副 会 長	主な役割は、会長の補佐です。会長と分担して、会の運営にあたります。
会 計	会の収入と支出の管理を担当します。詳しくは・・・P 8
会計監査	1年間の会計年度終了後に、収入と支出が適正に行われていたかを点検します。詳しくは・・・P 9
専門部長	防犯や防災、福祉などの分野や行事ごとに活動を統括します。
組 長	町内会・自治会内を細かくグループ分けした各組ごとの回覧や会員同士の連絡などの事務を行います。
顧 問	町内会・自治会役員の経験のある方が、役員の相談役として就任します。経験を活かして、役員 みなさんに運営についてアドバイスします。

(2) 選出方法

役員の選出方法には、主に次のようなものがあります。それぞれにメリット、デメリットがありますので、各町内会・自治会の状況にあわせて決める必要があります。また、いくつかの選出方法を組み合わせている町内会・自治会もあります。

【役員の選出方法】令和５年度町内会・自治会長アンケート結果より



○輪番制

組ごとなどに、順番に役員を回していく方法です。公平感がありますが、特別な事情がある世帯などを考慮せずに全ての世帯に一律に適用すると、負担感につながってしまうことがあります。また、改選期に役員が一斉に交代することになるので、長期的な課題に取り組みにくくなる傾向がありますが、役員のなり手不足に困ることは少なくなります。

○投票制

選挙による投票で、役員を選出する方法です。一部の人に負担がかたよる可能性はありますが、活動に積極的な人に役員を続けてもらいやすくなります。

○話し合い

総会などで話し合い、役員を選出する方法です。投票制と同様、一部の人に負担がかたよる可能性はありますが、活動に積極的な人に役員を続けてもらいやすくなります。ただし、話し合いをしてもなかなか役員を引き受けてくれる人がいないなど、役員のなり手探しに困ることがあります。

○くじ引き

くじ引きで役員を選出する方法です。役員のなり手不足に困ることは少なくなります、特別な事情がある世帯などを考慮せずに全ての世帯を対象とすると、負担感につながってしまうことがあります。また、改選期に役員が一斉に交代することになるので、長期的な課題に取り組みにくくなる傾向があります。

高齢化や役員の仕事への負担感から、役員のなり手不足が課題となっている地域があります。一方で、いろいろな工夫をされ、課題解決に取り組まれている町内会・自治会があります。

詳しくは・・・P 2 5 ～

4. 会計

(1)適正な会計管理のためのポイント

○必ず個人のお金と分けて管理する

町内会・自治会のお金は、必ず個人のお金と財布を分けるなどして、別々に管理をしましょう。

○口座で管理をする

町内会・自治会のお金は、現金ではなく金融機関の口座で管理するのがよいでしょう。通帳に記帳し、帳簿類と照らし合わせることで、収入と支出の正確な管理にもつながります。

○支払いの領収書は整理して保管する

領収書は、日付順や支払いの内容別などに分けて整理し、ノートに貼り付けるなどして、大切に保管しましょう。整理しておくことで、帳簿の記録に間違いがないか確認がしやすくなります。

また、町内会・自治会の1年間の会計年度が終了し、会計監査の担当役員に監査をお願いする際には、帳簿類と一緒に領収書も提出しましょう。

○収支があったら速やかに記帳する

収入や支払いがあったときは、忘れないように速やかに帳簿類に記録しましょう。

《領収書についての注意事項》

領収書のあて先は、「上様」などではなく、「〇〇町内会」、「〇〇自治会」など団体名とした方がよいでしょう。また、日付を記入してもらいましょう。

領収書に代えてレシートをもらうときは、感熱紙のレシートは時間が経つと文字が消えてしまう場合があるので、コピーを取っておいた方がよいでしょう。

(2) 予算と決算

○ 予 算

町内会・自治会の1年間の会計年度の初めに、収入と支出の見通しを予算書として作成します。その年度の事業計画、また、過去の活動内容や決算状況なども踏まえながら、作成する必要があります。

予算書 様式例・・・P5 1

○ 決 算

町内会・自治会の1年間の会計年度終了後に、いくら収入があったか、どのような活動にいくら支出したかなど、会計の収支状況を決算書として取りまとめます。

決算書 様式例・・・P5 2

(3) 会計監査

会計監査担当役員は、決算書と領収書や通帳などの関係書類を審査し、収入と支出が町内会・自治会の活動目的に沿ったものとなっているか、決められたルールに沿って処理されているかなどをチェックします。

町内会・自治会運営の透明性を高め、会員から活動への理解を得るためにも、大切な仕事だと言えます。

1年間の会計年度終了後、会計担当役員は、決算書に領収書など関係書類を添えて会計監査担当役員に提出し、会計監査を受けます。監査終了後、会計監査担当役員は、総会や役員会などで監査結果を報告します。

5. 引き継ぎ

(1) 重要性

引き継ぎは、単に書類や物品を次の役員に引き継ぐということだけではなく、町内会・自治会活動の継続性を保つために必要不可欠なことだと考えておかなければなりません。

役員が一斉に交代する地域も少なくありませんので、町内会・自治会の活動の継続性を保っていくためには、活動の良いところや課題なども含めて、次の役員に伝えることが、非常に重要であると言えます。

(2) 留意点

○日頃から気付いたことはメモしておく

役員としての様々な活動の中で、気付いた問題点や課題、また、各種行事の良いと感じたところなども含めて、メモしておくようにしましょう。引き継ぎの際に、メモを整理して渡すことで、活動の良いところや問題点・課題を引き継ぐことができます。

○行事の写真を撮っておく

行事をした時に、設備や備品の配置状況など、会場の様子がわかるように写真を残しておく、翌年度、同じ行事を実施する時の参考になります。

○パソコンのデータも含めて引き継ぐ

パソコンで書類を作成している場合は、データも含めて次の役員に引き継ぎましょう。役員の仕事の効率化につながります。

○任期終了後に・・・

新任の役員で、特に初めて役員になられる方などは、右も左もわからず、不安を感じていることが少なくありません。こうした不安は、役員をすることへの負担感にもつながってしまいます。役員任期を終えられると、ホッと一息つかれる方も少なくないと思いますが、後任の役員から相談を受けたときには、できる限り協力しましょう。

町内会・自治会役員は、毎年交代することが少なくないことから、活動の継続性が課題となっている地域がありますが、役員の任期などを工夫されて、継続性を保つようにしている町内会・自治会があります。

詳しくは・・・P 2 3

情報通信技術＜I C T＞を活用してみよう！！

ある自治会では役員間の連絡に、LINE 等のメッセージ交換アプリを活用されています。複数人でメッセージ交換が可能となるグループ機能を利用し、役員の一部でグループをつくることにより、役員間のスムーズな連絡体制を構築されており、今後、さらに会員にグループを広げようとされています。

また、回覧等の連絡をスムーズに行いたいという思いから
無料サービスを利用したのメール配信、カレンダー・ブログ掲示板を閲覧できる公式サイトを立ち上げた自治会もあります。（詳しくは・・・P 3 2）

6. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを指します。映像や音声も、特定の個人を識別できる限りにおいて、個人情報に該当します。

個人情報の具体例

氏名 住所 電話番号 生年月日
職業 肖像（写真等） など

(2) 個人情報保護法とは

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

(3) 町内会・自治会と個人情報保護法

平成29年5月30日から、個人情報を事業に活用するすべての事業者が対象となりました。ここでいう事業者とは、営利・非営利は問われませんので、NPOや町内会・自治会などの非営利組織であっても、個人情報保護法の対象となります。

町内会・自治会が会員の氏名や住所、電話番号などの個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、名簿化して町内会・自治会活動に利用している場合は、個人情報保護法のルールに沿った取り扱いをしなければなりません。

個人情報保護法については、個人情報保護委員会へお問い合わせください！！

個人情報保護委員会では、個人情報保護法相談ダイヤルを設けて、
個人情報保護法の解釈や制度一般に関する質問等にお答えしています。

個人情報保護法 相談ダイヤル

03-6457-9849

また、個人情報保護法の詳しい内容や最新の情報については、
個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）
にてご確認ください。



(4) 町内会・自治会での個人情報の取り扱い

町内会・自治会を含む個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法に沿った適切な取り扱いをしましょう。

○利用目的を特定する

防災、緊急時の連絡、敬老会・子ども会の行事のためなど、個人情報の利用目的を明確にしましょう。

個人情報保護法の5つのチェックポイント

★個人情報を取得するとき

個人情報を取得する際には、その利用目的を本人に通知または公表していますか？

★個人情報を利用するとき

取得した個人情報を本人に通知または公表した目的以外に使っていませんか？

★個人情報を保管するとき

取得した個人情報を情報の漏えい等が生じないように安全に管理していますか？

★個人情報を第三者に渡すとき

個人情報を第三者に渡す際には、本人の同意を得ていますか？

★本人から個人情報の開示を求められたとき

本人からの請求に応じて、開示・訂正・利用停止等に対応していますか？

○不必要な情報まで集めない

利用目的を果たすためにはどのような個人情報が必要か、十分に検討し、不必要な個人情報まで集めないようにします。

○個人情報の収集にあたって

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
利用目的や管理方法を説明し、会員の同意を求めながら、情報を収集します。

○利用方法を決めておく

決められた利用目的以外には、個人情報を利用してはなりません。
それ以外の利用については、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

○管理方法を決めておく

情報の漏えいや滅失を防ぐため、誰が、どのように管理するかなど、個人情報の取り扱いのルールを決め、それに従って安全に管理する必要があります。

紙の名簿は鍵のかかる場所で保管したり、パソコン上での管理であればセキュリティソフトの使用やパスワード設定などをしたりしましょう。

また、不要となった個人情報は、シュレッダーにかけたり、専門業者に処理を依頼するなどして廃棄しましょう。

○外部から個人情報の提供を求められたら

個人情報を外部に提供する必要があるときは、法令等に根拠があるなど特別な場合を除き、本人の同意を得なければなりません。外部への個人情報の提供が想定される場合は、利用目的を決める際に取り扱いを検討しておきましょう。

○個人情報の取り扱いについて苦情があったら

苦情や会員からの申し出には、適切かつ迅速に対応しましょう。

また、会員から個人情報の開示を求められたら応じる必要があり、内容に誤りがある場合には直ちに訂正または削除をしましょう。

「避難行動要支援者支援事業について」

高齢者や障害のある方など、災害時に、自力で安全な場所へ避難することが困難な避難行動要支援者の方を支援するため、避難行動要支援者の安否確認や避難指示などを行う支援団体を募集しています。

詳しくは・・・市役所危機管理室まで



7. 町内会・自治会への情報提供

(1) 市からの文書等の送付

市では、町内会・自治会の会長の連絡先や組数、世帯数、改選時期などの情報をご報告いただき、町内会・自治会長の名簿を作成しております。名簿の作成にあたり、毎年3月に、市から依頼文書を送付しております。名簿を基に、町内会・自治会の皆さまには、各種市政情報の回覧や配布等につきまして、ご協力をお願いしております。

(2) 市以外の団体・機関等への情報提供

市が作成した町内会・自治会長の名簿は、町内会・自治会長の同意を得たものに限り、外部へ情報提供することがあります。

主な使用例は、近隣の開発や騒音、交通規制などの案内に必要な場合や宇治市社会福祉協議会や学区福祉委員会、地区コミュニティ推進協議会などの公共的団体が公益的な目的に使用する場合が挙げられます。

ただし、国・府（国・府の機関を含む）から事業の実施に必要な場合や法令等の規定により、情報提供が必要であると認める場合は、情報提供しますのでご理解ください。

なお、情報提供は、町内会・自治会名や世帯数、組数などの個人情報に該当しないものを除き、窓口での提供を原則としており、電話・FAX・メール等による問い合わせには一切対応はしていません。

宇治市広報板について

市では広報活動の推進のため、市内の各所に広報板を設置しています。

広報板へのちらし・ポスター等の掲示は、町内会・自治会、子ども会、育友会、青少年健全育成協議会、体育振興会などに関しては自由に利用していただけます。

ただし、営利、宗教、政治に関することは掲示不可です。広報板は一部を除き、鍵は無く、自由に開閉できます。

なお、市が後援する事業等を広報する掲示物については、事前に秘書広報課広報係への届け出が必要です。詳細は市ホームページをご確認ください。

また、掲示期間が終了した掲示物については、速やかに取り外してください。

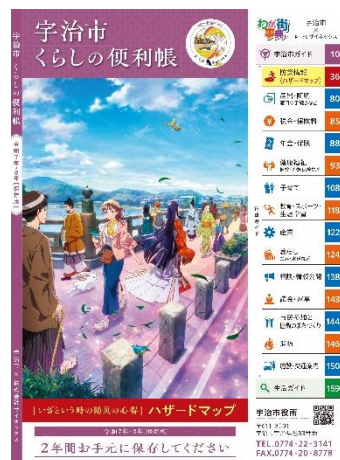
広報板がどこにあるのかわからない場合等、ご不明な点は秘書広報課広報係にお問い合わせください。

(3) 宇治市くらしの便利帳

市では、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報を提供するため、市の窓口や業務内容、各種手続、ハザードマップや避難所一覧などの行政情報や、地域の生活情報、企業等の広告を掲載した「宇治市くらしの便利帳 令和7年・8年【保存版】」を、株式会社サイネックスと共同で発行しました。

市の魅力を再発見していただくための地域情報等も掲載しています。ぜひご覧ください。

なお、「宇治市くらしの便利帳」は、2年に1度発行する予定で、次回は令和9年（2027年）6月に、宇治市内の各家庭に配布する予定ですので、それまでお手元に置いていただき、暮らしの中でご活用ください。



掲載記事の紹介（令和7年・8年【保存版】）

宇治市ガイド <P10～>

防災情報 <P36～>

各種行政情報 <P80～>



緊急通報装置（シルバーホン）の設置 <P98>

緊急事態が起こった場合、ボタンひとつ押すだけで、消防本部に連絡がとれるシルバーホンの貸与・設置をします。65歳以上の一人暮らし等の要件に当てはまる方が対象です。

町内会・自治会活動に参加しませんか？ <P144>

地域コミュニティの基礎を支える町内会・自治会の重要性をお伝えするとともに、主な活動を紹介しています。

まちづくり <P145>

居住環境の整備や景観の形成、地域の将来に向けてのルールづくりなど、宇治市まちづくり・景観条例を活用した住民主体のまちづくりに関する活動を支援しています。



コラム① 地域の活性化に向けて ～コミュニティ助成の活用～

地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ助成を活用した事例を紹介します。

○一般コミュニティ助成事業の活用

南遊田第一町内会：令和6年度事業

地域のコミュニティ活動の主たる場である集会所の設備を充実させることで、コミュニティ活動の活性化することを目的として、一般コミュニティ助成を活用し、ノートパソコンやプリンター、自走式草刈り機、エアコン等を整備しました。



○コミュニティセンター助成事業の活用

白川区：令和3年度事業

観光振興、茶業振興を通じた地域コミュニティの活性化に積極的に取り組むための拠点整備として、コミュニティセンター助成を活用し、集会所の建設を行いました。集会所は、地域住民の自主避難所としても活用しています。



五ヶ庄南部連合町内会：令和4年度事業

五ヶ庄南部連合町内会が所有する民間集会所の南部第一公会堂が、災害や高齢者に対応するために耐震とバリアフリー化の改修を行いました。



<コミュニティ助成について>

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」）が、宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成」について、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的に町内会・自治会等に対して補助金を交付します。

※当年度に申請していただき、センターの採択を受けて、翌年度に実施していただきます。

※事業内容及び提出書類については、事前相談が必要です。

市民協働推進課地域活動支援係までお問い合わせください。



市ホームページ

第2章

運営のヒント

《登場人物》



おうじちゃま

王宮を抜け出して、まちへ遊びにやってきたおうじちゃま。

まちには“町内会”と呼ばれる団体があり、

そこで地域の活動が行われているみたい。

あれれ？ ちょうどおうじちゃまの前に、

ベテラン町内会長・ウサギ先輩が…

おうじちゃま

「早速町内会活動について、インタビューしちゃお～！ ☆彡」



ウサギ先輩（町内会長10年目）

ベテラン町内会長。

自分の町内会だけでなく、他の町内会との交流も

大切にしており、様々な事例をたくさん知っています。

おやっ、わくわくしながらこちらを見つめるおうじちゃまを発見。

ウサギ先輩の経験が、おうじちゃまの疑問解決の

手助けとなるのでしょうか。

① 町内会・自治会の加入者が減っています



町内会加入者が少なくて困ってる話を聞くヨー
何か良い方法はないでしゅか？

未加入者には、防災やごみの出し方など、地域のこ
とについて話をしながら、
町内会の大切さを説明していますよ！

町内会活動と日々の生活は、密接に関係
してるでしゅネ♪

メリット・デメリットだけでなく、日頃の活動を通じて
地域のつながりを大切にしておくことが、
いざ災害などの非常時に役立つと思います。



■ 町内会・自治会活動の大切さを伝える

加入促進策は役員以外も含め、日頃のつながりを通じて呼びかけをしていく必要があります。

ごみ出しについてなど、身近なことから町内会・自治会活動の大切さに気付く方も多いのではないのでしょうか。

■ 町内会・自治会が地域の重点課題に取り組む

防災や防犯など、地域の方の関心が高い課題へ取り組むことが、加入促進にもつながると考えられます。

例えば、防災訓練などの取り組みでは、町内会・自治会未加入者へも声を掛けて地域全体で取り組むことで、加入促進につながった実例があります。

■ 「ふるさとづくり」としての取り組み

地域で育つ子どもたちにとっては、将来それぞれの地域がふるさとになります。より良い地域づくりは、子どもたちにとっては大切な「ふるさとづくり」と言えるのではないのでしょうか。

特に子育て世代の会員には、町内会・自治会の「ふるさとづくり」の取り組みを理解してもらうことが、活動の重要性を訴えることにつながります。

② 役員の仕事が多くて負担になっています



役員さんって忙しいイメージがましゅ！
実際はどんな感じなんでしゅか？

私の町内会では、防災やお祭りなど
分野ごとに役員を分けて、皆で分担するようにして
います！

そうなんでしゅネ♪
お祭りなど、大きな行事のときはどうしてましゅか？

お祭りは役員だけじゃ大変だから、
町内会員の中からサポーターを募って、
みんなで準備をしていますよ。



■複数の役員で活動内容ごとに分担する

会長に負担が掛かりすぎないように、副会長と仕事を分担したり、町内会・自治会の規模によっては防災や福祉など専門の役員を配置することで、個々の負担を軽減することができます。（役員の種類について…P6）

■サポーターをつくる

大きな行事の準備を役員だけでするのは大変です。事前に周知しておき、行事の準備を手伝ってもらえるサポーターを募集してみるのも1つの方法です。また、役員経験者には顧問や相談役として町内会・自治会活動をサポートしてもらうのも良いでしょう。

「やってみてよかった」と感じることができる
雰囲気づくりも大事でしゅ。
みんなで取り組めば、
やりがいにつながっちゃカモ！？



③ 役員の担い手不足で困っています



若い人が減って、少子高齢化が進んで町内会の話もよく聞
きましょう！
役員の担い手が少なくなってきたみたいダヨー

私の町内会は、規約で70歳以上は役員を免除できるように
しています！
本人からの申告制にして、まだまだ現役でがんばりたい方の力
をお借りしています。

年齢に関係なく元気な方もたくさんいましゅネ！
助け合っていけば、町内会に活気が出そうでしゅ☆

「できる人ができることをやる」という姿勢が大切だと思いましゅ♪
いろんな参加の形があるってわかったヨー☆



■ 役員の選出方法を見直す

町内会・自治会によっては一定年齢以上の方を役員から免除している所も少なくありませんが、定年制と本人からの申告制を併用することで、高齢者であっても元気な方の協力が得られ、町内会・自治会の活性化、役員のなり手不足解消につながるのではないのでしょうか。（選出方法について・・・P6）

■ 組を再編する

組を合併するなどして再編することで、役員選出の負担を軽減している事例もあります。また再編が難しい場合、組をまたいでの立候補を可能とすることで役員選出を円滑に進めている町内会・自治会もあります。

■ 将来の役員候補を育てる

町内会・自治会の仕事は「できる人ができることをやる」という姿勢が大切です。ある町内会・自治会では、副会長を若い世代から選出し、幅広い世代が町内会・自治会運営に参画することで、次世代の育成に努められています。また、近い将来の役員候補として、1～2年後に退職を迎えられる会員に、あらかじめ退職後の協力を依頼する町内会・自治会もあります。

④ 会員の活動への参加状況があまり良くありません



町内会活動の参加者が減っちゃったときは、どうしたらいいでしょうか？

原因は様々だと思うけど、活動のマンネリ化や、会員にとって関心の少ない行事を続けていませんか？

会員の目線に立つことって大事だと思いましゅ☆
みんなに喜んでもらえる活動ができたらうれしいでしゅネ♪



■ 活動のマンネリ化を解消する

町内会・自治会での活動は様々ですが、地域の状況や世代の変化にあわせて行事を見直すことで、マンネリ化を解消し、参加者が増えた事例があります。

例えば、夏祭りは子供が少なくなったので、大人の方が参加しやすい懇親会をメインに変更した地域や、親子が揃って参加できる行事を行うなどといった取り組みをされている地域があります。

■ アンケートを実施し会員のニーズを把握する

会員の関心ごとは町内会・自治会により様々です。アンケートを実施し、会員のニーズを把握することで、どのような活動が喜ばれるのかを知るヒントになるのではないのでしょうか。



レクリエーションの日帰り旅行企画を業者に依頼して、新しい案を出してもらってる地域もあるみたいでしゅ☆

⑤ 活動の継続性が課題になっています



役員交代の季節、新しい役員さんは不安な人が多いんじゃないかなー？

アドバイスをお願いしましゅ！

継続の要は引き継ぎです！

しっかり引き継ぎをしたら、スムーズな活動につながりますよ。



しっかり引き継ぎしてもらえたら、後任役員の不安も少なくなっ
て一石二鳥でしゅネ☆

■ しっかり引き継ぎを行う

日々の活動記録等を残しておき、課題を含めて引き継ぎすることで、活動の継続性を保ちましょう。（引き継ぎについて・・・P 1 0）

■ 新旧役員が一緒に取り組む期間を設ける

・新役員が早めに活動に参加する

活動の継続性を図るため、新役員を早めに選出し、交代の数か月前から活動に参加してもらうことで、スムーズに引き継ぎを行っている町内会・自治会もあります。

・役員を半数ずつ改選する

役員任期を2年間に設定し、1年ごとに半数ずつ改選を行っている町内会・自治会もあります。

■ 長期的な課題の担当役員は任期を長くする

継続的に取り組む必要がある分野については、担当役員の任期を長くすることで、じっくりと課題に取り組んでいる町内会・自治会もあります。

また、専門部長というような特定の分野を統括する役員を設けている町内会・自治会もあります。

コラム② 地域の活性化に向けて ～地域運営組織とその法人化～

地域で発生している課題や今後の不安に対して、地域運営組織を中心に地域住民で話し合い、必要な取り組みを展開し、まちづくりに取り組まれている事例があります。

① 地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題に向けた取組を持続的に実践する組織のことです。

組織形態として、町内会・自治会を含めた任意団体を基盤としている組織が多く、高齢者交流サービスや、声かけ・見守りサービスを事業として取り組まれている組織が多くなっています。

② 地域運営組織の法人化

地域運営組織が展開する活動や担い手は地域ごとに多種多様であり、様々な法人制度を活用し、組織の安定運営や継続的な活動に努められています。

「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみてはいかがでしょうか。

<法人組織の例>

○認可地縁団体

地域的な共同生活を円滑に行うために、市区町村長の認可を受け、法人格を取得した地縁による団体です。

○NPO 法人・認定 NPO 法人

社会貢献活動を主な目的としている法人です。

○一般社団法人

事業内容に制限がなく、設立までの手続きが容易な法人です。

○株式会社

利益を得ることを目的とし、「稼ぐ組織」として発展させやすい法人です。

○合同会社

出資額の大小によらず、全員が平等な立場で経営する法人です。

詳しくは、内閣府総合サイト「地方創生」
を見てみてネ～♪



第3章

活動事例と地域の各種団体

1. 町内会・自治会活動事例紹介

- 新田町内会
- 西浦東町内会
- サウスヒルズ町内会
- 折居台自治会
- 緑ヶ原自治町内会
- 明星町自治会
- 若葉台自治会

2. 地域で活動する様々な団体などの一覧

地域で様々な目的をもって活動されているテーマ型の市民組織や委員のことについて紹介します。

新 田 町 内 会

[令和 6 年度から掲載]

新田町内会は、京滋バイパスの宇治東 IC 出入り口の北側に位置する、約 190 世帯の自治組織です。令和 4 年度から市の地域コミュニティ活性化事業補助金を活用して、ペットの避難所への同行避難の理解を広めるための事業を N P O と連携して実施されており、近隣の町内会にも事業の理解が広まっています。

◆ ペットを含めたコミュニティのつながりが、防災には重要

新田町内会には朝・夕に犬の散歩をさせている人がたくさんおられます。災害時に、「宇治市に同行避難できる避難所は実質的にはないことを町内の人たちは知っているのだろうか」と不安になりました。

そこで、町内会にアンケートをとったところ、

- ・高齢者世帯ではペットを飼っている世帯が多い。
- ・ペットを飼っていない人も、同行避難については賛成。

ということがわかり、「宇治市にペットの同行避難場所がないこと、私も心配だったのよ。」という声もありました。そこでまずは、自分たちの町内会からペットの同行避難の理解を進めていきたいと思いました。

◆ 専門家の協力を得ながら、まずは町内会で事業を始める

ペットと防災というテーマでも活動されている「認定 N P O 法人アンビシャス」にイベント実施の協力をお願いしました。イベントの中では、

- ・ペットのしつけ
- ・災害時の同行避難への平常時の備え

を実施していただきました。ペットは適切にしつけをすることで、排せつをコントロールできること、むやみに吠えなくなることを知り、ペットを飼っていない人に同行避難の理解をしてもらうにも、様々な人にイベントに参加してもらえればと思いました。そして、平時から地域のつながりがなければ、災害時にいきなり協力することは難しいと考え、地域のつながりを作るためにも町内会内で継続して事業を実施し、町内会のペットを飼っている人も飼っていない人にも理解を得る必要があるため、市の補助金を活用して、令和 4 年度から本格的に事業を始めました。

◆ 市の補助金を活用して、同行避難訓練を実施する

1 年目は、新田町内会にお住まいの方々を中心にペットの有無による考え方の違いを理

解することやしつけ方について啓発を行ってきました。

2年目からは、隣接する折坂町内会、大和田区自治会の他、同じ指定避難場所である宇治黄檗学園校区の広岡谷や木幡の町内会にも事業の案内やイベントへの参加を促しました。

これまでの2年間を通した感想は、普段から町内会間の交流がないため、急には意思疎通が難しいということがわかりました。これまで他の町内会と広報チラシを回覧し合ったことはありませんでしたが、今回どの町内会にも回覧を気持ちよく引き受けていただけて、画期的な取り組みになりました。その中でペットを飼っておられる方々はその意義に共鳴されており、いつ起こるかわからない災害に備えることは大事であると認識されていました。

3年目を迎えた令和6年度は、横のつながりをより発展させ、地域の犬の散歩コースである黄檗公園を中心に、公園清掃も行うことで環境維持に貢献しながら、同行避難訓練を実施するとともに、ペット連れ同士の仲間づくりの輪を広げることができました。

◆ 今後の展望

町内会の加入率は、年々減少傾向にあり、一方で少子高齢化が進む地域の高齢者世帯などでは、犬や猫などのペットが多くみられ、各世帯で家族の一員となっています。近年の国内のペット数は、15歳未満人口の数より多くなっています。今やペットは、地域の新しい一員とみなさざるを得ない状況にあり、災害時における避難の対象にもなります。ペットを地域の一員として捉え、ペットの有無で生じる住民間の意識の差を埋めながら、避難者情報にペットを加えるなど、コミュニティで包摂していく基盤を整えていきたいと思います。地域コミュニティの必要性には、『共助』が深く影響しており、災害時にはペットも含め誰もが支え合える環境を整えていくことが重要だと思います。そして

今後は、車中泊避難も取り入れた活動を目指してまいります。



▲ペットと暮らしのセミナー(実践編)
(令和6年2月黄檗公園プールエントランスホールで実施)



▲動物ふれあい教室
(令和6年3月
黄檗体育館前芝生公園で実施)

日本国内のペットの数と15歳未満人口の比較

日本国内のペット(犬・猫)の数		1,591万3千頭
(犬・猫 内訳)	犬	684万4千頭
	猫	906万9千頭
15歳未満人口の数		1,450万3千人

2023年(令和5年)全国犬猫飼育実態調査 一般社団法人ペットフード協会

2022年(令和4年)人口推計 総務省統計局

西 浦 東 町 内 会

[令和 6 年度から掲載]

西浦東町内会は、近鉄小倉駅の北側に位置する、約 370 世帯の自治組織です。令和 2 年 4 月に市から西浦東集会所の無償譲渡を受け、集会所地域移行支援補助金・民間集会所支援補助金を活用しながら集会所の設備の充実や改修を行い、コミュニティ活動の場づくりに取り組まれています。

◆ 無償譲渡を受けたきっかけ

西浦東町内会では、「遊びを通して親睦を深め会員同士が共助の精神を身に付け、団結力を高める」ことを町内会のモットーとしており、会員親睦会など様々な町内会活動を行ってきました。そのような中で、町内会活動のさらなる活性化を図るため、集会所が地域コミュニティの場として、今まで以上に活用されていくように、地域の主体的な運営を目指して無償譲渡を受けました。

「西浦東集会所管理運営委員会」を中心にこれまでできなかった集会所の使い方についても検討しながら地域を活性化していきたいと考え、新たな活動が生まれる場として地域の皆さんが気軽に、使いやすい集会所にするための改修を行い、地域活動に活用する備品を整備しました。

◆ 民間集会所になったことによる広がり

集会所地域移行支援補助金の活用により、書画カメラやプロジェクターを購入し、会議資料の削減につながるとともに、画像を投影しながら協議できるため、理解度の向上に役立っています。併せてテレビや DVD プレイヤーも集会所に整備し、ビデオ観賞しながら楽しく過ごせる、いろいろな世代にとって気軽に集まれる場となるように工夫をしました。

また、令和 4 年度に集会所壁に電動のオーニングを設置し、令和 5 年度には集会所台所の IH 化を図ったことで、現在はお母さんが横の公園で子ども達を遊ばせる場や、ご高齢の皆さんが友達同士でお茶をする憩いの場として提供しています。

最近には利用者から、「公園に花の咲く樹木があったら華やかになるのに」と声を掛けられ、公園に赤と白の「ハナミズキ」を植樹していただき、集会所と公園の一体化利用により、会員同士のつながりが益々盛んになっていくことを期待しています。

◆ どの世代も楽しめる地域活動に向けて

現在の当町内会の会員加入率は世帯数で（370/400）92.5%となっており、内半数は高齢者世帯となっています。自慢できる町というのは、「団結力のある、思いやりのある町」であり、町内会活動の目的の一つは、「遊んで親睦を深める」と考えています。その『遊び』として、従来から実施している「地蔵盆・夏まつり」「秋の祭礼」「日帰りバス旅行」「西浦東いこいの会」等に加え「防災・避難訓練」や会員の趣味志向を取り入れた諸団体、「子ども会」「女性部会」「喜老会」「御輿を守る会」が実施する、特色を生かした活動を通じ、楽しい世代間交流を作り、共助の意識をお互いが持つ町内会になっていると思います。



▲2023 西浦東「安全・安心」in フェスの様子
（令和5年3月12日実施）

◆ 地域をつなぐ集会所へ

町内会活動が57年目となる中、地域の活動拠点として、改修を経た西浦東集会所がリスタートを切りました。これから西浦東集会所を使って行われる様々な地域活動への思いは町内会員の皆さんにも大きく伝わり、今まで以上に「団結力」が増しました。そのおかげで、町内会員の方から「これ集会所に飾れんかなあ。」「こんな備品置いてくれると助かるわ。」等アイデアをもらうことがよくあります。しかし、今後の課題も多く、建物の修理や耐用年数から来る立て替え費用の捻出、管理上の対応等、後続く世代に不安を残さないため、手立ての検討が必要です。しかし、今はこの集会所が、地域の皆さんから「狭いながらも充実した便利な集会所」として利用していただければ幸いです。



▲第30回「西浦東いこいの会」記念くす玉割りの様子（令和7年2月26日実施）

◆ 故郷として目指すもの

地域活動の目的の一つは、「住んで良かった、これからも住みたい町づくり」の実現にあります。自分たちが生まれ育った故郷は、年をとっても忘れることなく思い出がたくさんあります。この町で生まれ育った子どもたちが「私の故郷は宇治市小倉町です。」と胸を張って言えるような地域にしていきたいため、地蔵盆・祭礼等の文化行事や、会員親睦会等の取り組みによる、会員同士の「絆」「団結力」を養う必要があります。地域活動の拠点となる集会所運営では、「地域の人たちの憩いの場」となるように発展を目指し、無償譲渡を受けた集会所を町の宝物として活用していきたいと思います。

サウスヒルズ町内会

[令和5年度から掲載]

サウスヒルズ町内会は、京都府立東宇治高等学校の北側に位置する、約80世帯の自治組織です。他団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を目指す、地域コミュニティ活性化事業補助金を活用して、地域のつながりづくりに向けて取り組まれています。

◆ 町内会員の枠組みを超えて

令和3年度、地域コミュニティ活性化事業補助金の存在を知ったことがきっかけになり、“防災に強いまちづくり”と“町内会の加入促進を含めた地域のつながり強化”を目指す活動に取り組んでみようと思いました。地域コミュニティ活性化のためのイベントを実施することで、町内会員・非会員関係なく、地域の皆さんが対象となる点に魅力を感じ、申請にいたしました。

サウスヒルズ町内会には、子どもの成長に伴って、地域住民同士の交流が少なくなっているという現状の課題があります。そのため、どの世代も関心が高い「防災」をテーマに、3か年の計画を立てました。



1年目（令和3年度）は、“防災に強いまちづくりへの意識変革”と“町内会の新規加入・再加入の促進”を目標に、町内会員・非会員関係なく、サウスヒルズ町内会エリアに住む住民全戸に防災啓発物品と自主防災マニュアルを配布して、防災に対する意識醸成を図ったほか、町内会ホームページを作成し、オンライン回覧板や防災情報ページの活用を促進しました。



▲令和4年度防災イベント第3部の様子
(令和4年9月11日実施)

2年目（令和4年度）は、京都文教大学と連携し、防災を観点とした地域の再認識を目指す取組を行いました。「マイ防災マップ」を作成し、京都文教大学生と町内会員有志と共に、「まちあるき」を実施。防災イベント

で「マイ防災マップ」を公開し、防災意識向上に努め、町内会活動活性化の周知にもつながりました。防災イベントでは、市の危機管理室事業の防災出前講座や、消防本部警防救急課事業の救急講習も組み込んで実施しました。その結果、イベント参加者アンケートの回答で、「防災の備えに対する意識が向上した。」「共助の大切さや、ご近所の顔見知りをつくっておくことの大切さをより理解できた。」などの意見をいただきました。

3年目（令和5年度）は、補助金活用の最終年なので、大規模に！との思いで、サッカークラブのマッチャモーレ京都山城さんや「ラジねえ。」こと上羽悠雅さんなどゲストの方々、市役所の各課といった、様々な主体と協働しながら、イベントの企画・運営に取り組みました。来場された皆さんには、とても楽しんでもらえたと感じています。一方で、期待していたよりは来場者が少なく、残念な気持ちにもなりました。しかし、今では、20年後のサウスヒルズ町内会に向かって、自分たちも楽しみながら、長いスパンで活動していけたらと考えています。

地域コミュニティ活性化事業補助金がきっかけで、“防災”をテーマにした地域コミュニティ活性化という、“やってみなければわからないこと”に挑戦できたと感じます。

補助金活用を終えた今は、町内会内で自主防災組織を新設しようと取り組みを続けています。

町内会運営への関わり方に対する様々な考えを尊重し、町内会運営のより良いあり方を模索することで、お互いに助け合える地域の関係性づくりにつながり、良い循環が生まれると思っています。

子育てや退職など、住む人を取り巻く状況が変わっても、「ずっと住み続けたいまち」であってほしいという気持ちを大切に、地域のことをみんなで考えていきたいです。



▲令和5年度防災イベントの様子
（令和5年5月21日実施）

折 居 台 自 治 会

[令和 3 年度から掲載]

折居台自治会は、J R 宇治駅から見て南側の丘陵地に位置する約 5 9 0 世帯で構成される自治組織です。回覧等の連絡をスムーズに行いたいという思いをきっかけに、様々な I T 化を進められています。

◆ きっかけは一人の思い付き

ある時、台風で古紙回収が前日に中止となった連絡を各戸に行い、当日、命の危険を感じながら古紙が出てないか確認していた一人の役員が思いました。自治会の回覧は紙や電話で行われ、印刷や配付、連絡する際の負担感が大きい。一方、子の通う学校からの連絡はメールなどで届く。自治会でも連絡をメールなどで配信できないだろうか、と。

まずはインターネットでメール配信サービスについて調べましたが、導入にかかる経費が高く、なかなか難しく感じました。しかし諦めきれません。役員会で思いを吐露し、協力者を募りました。

するとたまたま役員に、システム会社でソフトウェアの開発をしている方がいらっしゃり、庶務の方を加えた 3 人で、新たに自治会非公式に電子化委員会を立ち上げました。そして、無料サービスを利用したメール配信と、古紙回収やイベント等を掲載するカレンダー、ブログ、掲示板を作成することになりました。

<https://www.oriidai.com/>

宇治市初となる自治会公式サイト「折居台自治会公式サイト」です。



◆ 役員会での承認、すぐに次のステップへ

電子化委員会を立ち上げておよそ一か月。役員会で正式に各サービスを公開することが決定しました。当初思っていたより充実したサービスが提供できることになりましたが、無料サービスでは利用しにくい部分や、セキュリティ上、不安な点もあり、すぐさま独自のサイトを構築するために動き出しました。

総会をもって電子化委員会から I T 化推進委員会に名称変更になり、役員会の一つとして正式に承認されました。それと同時に独自のサイトを構築するために必要な予算が措置され、構築が始まりました。

懸念されていた導入にかかる経費も委員会役員の協力を得て、格段に抑えることができま

した。

◆ サイトができたらかうなります

どこの自治会役員も高齢化が進んでいると思います。10年後も今まで通りの回覧ができるでしょうか？緊急の回覧をすぐさま印刷して、当日中に各戸配付できるでしょうか？委員会ではその答えの一つが、IT化だと考えました。

現在回覧は今まで通り紙で全戸回覧するとともに、家庭用のプリンターでスキャンしてサイトに掲載しています。その作業に負担感はほぼありません。サイトに掲載したことは、メールマガジンで配信しています。回覧をサイトに掲載することで、自分の都合のいい時に回覧をチェックすることができるため便利です、スムーズに紙の回覧を回すことができます。カレンダーには古紙回収やイベント、会議等の自治会の予定が掲載されており、サイト上で共有できています。

ゆくゆくは、サイトで回覧を確認する人は紙での回覧をなくすことで印刷代や用紙代などのコスト削減と、役員の省力化を目指しています。



◆ 課題をフォローし、伸びしろに

委員会ではサイトを足掛かりに、さらに利便性を高めたいと考えています。いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）です。

もちろん課題もあります。スマートフォンやパソコンを使いこなせず、サイトなどが見られない人へのフォローです。委員会では今後、メールマガジン登録会などを開いてサイトの便利さを伝え、登録者を増やそうと考えています。

あわせて、25～40軒への回覧を受け持つブロック長に対して、回覧物の各戸配付がなくなればそれだけ労力が削減できるというアピールを行い、ブロック長からの働きかけにも期待しています。

宇治市では初となる自治会公式サイトを持つ折居台自治会は、まだまだ発展の余地を残し、伸びしろしかありません！

緑ヶ原自治町内会

[令和2年度から掲載]

緑ヶ原自治町内会は、近鉄大久保駅、伊勢田駅から見て、西側の平地に位置し、約400世帯で構成される自治組織です。「高齢化」「役員のなり手不足」に直面されながらも、住民同士が声を掛け合い、より住みよい町づくりに取り組んでいます。

◆ 全世代が気軽に参加できるような町内会づくり

緑ヶ原自治町内会の役員は、会長を含めた6名の執行部員と21名の組長の計27名で構成しています。高齢化や役務負担感から、執行部員の選任には苦慮しています。組長も輪番制のため、比較的スムーズに選任できてはいますが、住民の中には組長が回ってくるのが煩わしく思い、町内会を辞めようと思う方もでてきています。負担を感じる一方で、緑ヶ原自治町内会で生まれ育ち、町内会に愛着を持ち、ふるさとに相応しいような町内会を求める方が大勢います。緑ヶ原自治町内会では、役員の負担軽減と町内会活動の活性化、このまるで二兎を追うような取り組みを進めてきています。

従来は、役員会に所属する部が6つあり、各々の部長を組長が担当するといったシステムになっていましたが、昨年度には、文化部・生活環境部・総務会計部・広報部の4つの部に編成し直しました。部の再編成を通して役務の効率化を進め、役員の負担軽減を推進してきています。新たに組長になられた方からも、「前回組長が回ってきた時とは様変わりしている」などと、負担軽減を評価する意見もいただいております。

積極的な改革に取り組む緑ヶ原自治町内会では、「高齢化社会は、高齢者が高齢者のみならず、より若い世代も支えていくものだ」と強く感じる」というような意見も聞こえてきています。また、小学生や幼児がいるご家族では、地藏盆などの行事により町内会にポジティブ



地藏盆の様子：左は城南勤労者福祉会館（令和7年3月末閉館）、右はスポーツ広場、いずれも町内会集会所に隣接。

な印象を持たれている面があり、子どもが中学生になると、仕事現役の世代は、町内会を負担に感じるが多くなる傾向があります。すべての世代が、町内会にプラスのイメージをもつような取り組みが必要と考えています。

◆ 更なる地域の活性化に向けて

緑ヶ原自治町内会では「緑ヶ原新聞」という広報紙を毎月発行しています。町内会の広報紙にはイベント情報だけでなく、町内会の活動や集会所の空き状況などを掲載し、活動周知や、地域の活性化に努めています。

町内会は地域の暮らしに必要な組織です。児童の安全確保や災害時の助け合いなどは、行政頼み

では限界があります。誰でも何かできることがあるはず。やってみると意外と楽しい、達成感があるといったやりがいが見つかります。町内会を「義務」と思わず、地域に関わっていける「権利」と考え、今まで以上に住みやすい街を、皆で協力して創っていきたいと考え、活動しています。

▼緑ヶ原自治町内会ホームページ（スマホ画面）



▲町内会参加呼びかけのチラシ

明星町自治会

[平成30年度から掲載]

明星町自治会は、京阪三室戸駅から見て、東側の丘陵地に位置する約800世帯で構成される自治組織です。良好な住環境を維持するとともに、公共交通の利便性確保に向けた事業に取り組まれています。

◆ みんなの架け橋虹のりあいバス

明星町自治会が運営主体となり、「明星レインボウバス」の運行が平成26年4月から始まっています。

平成25年4月に明星町を運行するバス路線が休廃止となったことから、バス路線を継続させるため、明星町自治会と明星町地区まちづくり協議会が連携し、バス問題対策委員会を立ち上げました。住民アンケートを実施した結果、7割を超える住民がバス路線の継続を望まれたことから、乗降調査や市・バス事業者との協議等を行いました。地域の足を守るべく地域が一体となり、取り組んだ結果、市が創設した「宇治市のりあい交通事業」を活用し、明星町自治会と京都京阪バス(株)、市の三者による協定を締結することで、バスの継続運行が可能となりました。

この支援制度は、平成25年4月のバス路線の休廃止等に伴い、公共交通の利用が困難になった地域を対象とし、小型バスやジャンボタクシー等の新たな交通手段の確保に向け、設けられた制度であり、事業収支の赤字分を市と地域住民が規定に応じて負担するものです。

明星町自治会では、バス路線の利用状況や継続に必要な費用を明確にしたうえでアンケートを実施し、その結果を踏まえ、自治会費に上乗せする形で、バス路線の存続を選択しました。平成26年4月より試験運行を開始し、平成27年4月から本格運行に移行し、令和6年度で11年目を迎えています。

高齢化がより一層進むと見込まれる中、5年後、10年後を見据えた活動が必要と考え、個人では解決が困難な問題に対して、自治会として住民が一体となり取り組んだことが成果となりました。

宇治市のりあい交通事業の制度の特徴として、事業収支に赤字が発生した場合、利用者数が多いほど収支率が上がり、自治会の負担が軽減される仕組みのため、回数券の発行など、利用促進にも力を入れています。

◆「乗ることが残すこと」を合言葉に

明星町自治会では、住民負担の軽減に向け、様々な形で明星レインボウバスの利用促進の取り組みを実施しています。

京都京阪バス（株）の協力のもと、明星町でのバス降車時にスタンプカードを提示すると、運転手がスタンプを押印する仕組みで、スタンプを多く集めた上位者に回数券を進呈する取り組みや停留所近くの「フレンドマート宇治菟道店」（（株）平和堂）の協力により、バスに乗って、フレンドマート宇治菟道店で買い物をすることで貰えるスタンプを集めると商品券と交換できるスタンプラリーキャンペーンも行いました。

また、「レインボウミュージアムお絵かき会」を企画し、地域の児童が書いた絵を月替わりでバスの車内に飾るギャラリーバスを実施することで、親子でのバス利用を促しました。地域住民の他にも、観光客の利用も取り込もうと停留所や観光案内所、三室戸寺の周辺等に案内看板の設置もしています。

さらに、利便性向上として運行計画を変更し、明星町内を循環するルートにするとともに、運賃を230円均一料金とするなど、より利用しやすい環境づくりに取り組んでおり、令和4年度は「宇治明星園」の停留所を新設しました。

新型コロナウイルス感染防止対策として、バス車内は京都京阪バス（株）によって抗ウイルス・抗菌加工が完了しております。今後も三者協働のもと、明星町にお住まいでない方にもご利用いただきやすいよう、様々な取り組みを進めてまいります。



▲明星レインボウバス

若葉台自治会

[平成 29 年度から掲載]

若葉台自治会は、国道 24 号線と西小倉中学校の間に位置する約 350 世帯で構成される自治会です。

平成 22 年度までは、地蔵盆や運動会といった子ども中心の活動に取り組んでいましたが、少子高齢化等、社会の変化により地域のニーズも変わったため、防災・福祉・ICT 化の推進等の課題に向けた取り組みを始めました。平成 23 年度に、会則を大幅に見直し、新たな活動を始める際には、ボランティア委員を中心とする「特別委員会」や自治会内サークルを設置し、役員や組長へ負担が集中しないようにしています。

◆ 平成 24 年度からの取り組み（防災、サマーコンサート）

平成 24 年 9 月に約 30 人で、初の「特別委員会」として「若葉台自治会自主防災会」を設置し、毎年 11 月（コロナ禍の時期は除く）には、西小倉自治連合会の防災訓練とは別に、本会独自の防災訓練を開催し、約 100 人余りの住民が参加されています。また、平成 27 年度より、防災訓練の日に「いのちの輪」（虎ロープを輪にしたもので、震度 5 強以上の地震があったとき、家族全員が無事であれば、各世帯が門扉等屋外から見える所に掲出することになっている）の取り組みをコロナ禍の時期も含めて毎年実施しています。令和 6 年度の場合、非会員の世帯も含む約 400 世帯で掲出が確認されました。

防災とは別に、平成 24 年度より地蔵盆の日の夜に「サマーコンサート」という催しを行っています。二つ目の「特別委員会」としての「サマーコンサート実行委員会」が企画運営の中心となり、毎年約 80 名のボランティアの方々の協力を得て、西小倉中学校吹奏楽部の演奏等宇治市内外の方々による演奏や模擬店を行い、例年約 300 名の方々が参加されています。

◆ 平成 27 年度からの取り組み（助け合い、自治会内サークル）

高齢化が進展し、たとえ要介護状態になっても、誰もが安心して暮らし続けることができる地域にしていくため、平成 28 年に三つ目の「特別委員会」として「助け合い委員会」を設立し、高齢者だけでなく、全ての会員を対象とした助け合い活動を始めました。「助け合い委員会」は、「サロン部会」、「生活支援部会」「安否確認部会」の三つの部会で構成されています。（ただし、生活支援は令和 5 年度末より活動休止中）

例えば、「サロン部会」では、地域づくりを目指す交流の場として、毎月第二木曜日の午後に集会所でサロンを実施しており、毎回 40 名前後の参加があります。サロンでは演奏や講演等を聴くとともに、コーヒーやお菓子を飲食しながら談笑し、会員同士の交流につながっています。助け合い活動の取り組みは、住民相互の絆を深めるだけでなく、支援の担い手として会員の社会参加を促し、知識や経験、特技等を生かす場とすることで、一人ひとりの生きがい・健康づくり、介護予防にもつながっています。

自主防災会や助け合い活動等が広がっていく中で、住民同士が顔見知りの関係となり、お互いの趣味を知る機会が増えたことで、自治会内に複数のサークルが誕生しました。（健康麻雀・健康体操・食事会）サークル活動が活発になることで、自治会内の交流がより一層拡大しています。健康麻雀サークルは平成 27 年度から発足し、毎月第一、第三木曜日の午後に集会所で行なっており、20 名前後の方々が参加されています。健康体操サークルは平成 28 年度から発足し、毎週金曜日の午前 8 時から、砂田第一児童公園で行っており、20 名前後の方々が参加されています。食事会サークルは年 2 回、近隣のレストランの送迎バスを活用して、ちょっと贅沢な昼食を取る食事会を行っており、20 名前後の方々が参加されています。

◆ 令和 4 年度からの取り組み（自治会活動の ICT 化）

令和 4 年度より、四つ目の「特別委員会」として「ICT 化推進委員会」を設置し、宇治市の補助金を活用して、令和 4 年度は本会のホームページを作成し、公開しました。令和 5 年度には「スマホ講習会」を 5 回実施し、高齢者の方々を中心に約 30 名の方々が参加されました。「スマホ講習会」の課題としては、受講者のスマホの機種や操作能力がバラバラであるため、講師一人では対応が困難であることが浮き彫りになりました。令和 6 年度には LINE オープンチャットを活用して、「若葉台自治会連絡網」への参加を呼び掛けています。ICT 化を推進してホームページをつくることにより、回覧文書を後でもう一度見ることが出来ること、LINE 等を使って、効率的な連絡を取れること等メリットが生まれました。

◆ 組長会の役割の見直しと負担の軽減

本会の場合、組長会は、執行機関の役割・評議機関の役割・監査機関の役割・役員会と各世帯をつなぐ役割の四つの役割を担っています。しかし、執行機関の役割のかなりの部分を「特別委員会」とサークルが担うようになったので、組長会は、執行機関以外の役割に専念してもらうようにしています。それにより、役員の負担軽減につながりました。

＜地域で活動する様々な団体などの一覧＞

防災・防犯

○宇治市消防団 【市消防総務課】

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、普段は自らの職業を持ち、消防団員として、市民の安全、安心な暮らしを守るため、消火活動をはじめ、防火活動や消防訓練などを行っています。18歳以上で、宇治市内に居住（または勤務）している方の入団をお待ちしています。（女性消防団員もいます。）入団希望やお問い合わせは右記 QR コードまでお願いします。



[電話番号]



[メール]

○自主防災組織 【市危機管理室】

自主防災組織は、町内会・自治会等により地域の防災対策確立のために設けられた組織であり、防災力向上の取り組みとして、地域ごとの防災マニュアルを作成し、防災イベントや防災啓発などを行っています。

○宇治市・久御山町暴力追放対策協議会 【市総務課】

宇治市、久御山町の町内会を中心に、総会・研修会・住民大会の開催、啓発物品の作成・配布を通して、宇治市、久御山町における暴力犯罪を一掃するため、暴力排除に対する地域住民の自発的な協力・援助を推進しています。

○学区ごとの防犯組織 【市総務課】

市立小学校区単位で結成している防犯組織であり、登下校時における見守り活動等を通して、安全・安心なまちづくりを推進しています。

○宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会

【宇治警察署生活安全課】 21-0110（代表）

宇治警察署長と宇治防犯協会長から委嘱を受けた防犯ボランティア団体であり、「安全で安心してらせる地域社会づくり」を目的に、防犯推進委員として、地域住民の安全と安心に向けた防犯パトロールや子ども見守り活動、広報啓発活動などを行っています。

福祉・健康

○民生委員・児童委員 【市地域福祉課】

厚生労働大臣の委嘱を受け、京都府の非常勤特別職（地方公務員・無給）として、市民の皆様からの福祉に関する相談をお受けし、関係する行政機関をご案内するなどの活動を行っています。委員ごとに担当区域が決まっています。

○学区福祉委員会 【社会福祉協議会】22-5650

小学校区ごとに設けられた地域福祉推進のための団体です。一人暮らし高齢者への配食・会食の実施や戸別訪問、地元小学生との世代間交流など、学区ごとに実情に合わせたボランティア活動を行っています。

○ひとり親家庭福祉推進員 【市こども福祉課】

京都府の委嘱を受けた、特別職の非常勤地方公務員です。ひとり親家庭や寡婦の方々の身近な相談を受けるとともに、ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する地域住民の理解を深めるための啓発活動などを行っています。

○一般社団法人 宇治市連合母子会 【市こども福祉課】

母子家庭及び寡婦の福祉増進に努めることを目的として活動する母子福祉団体です。子育てや生活などの悩み事を話し合ったり、困った時には励まし合って、お互いの幸せを高めるために、自立支援事業を始め、いろいろな活動をしています。

○宇治市食生活改善推進員協議会「若葉の会」 【市健康づくり推進課】

宇治市で実施している養成講座を修了し、地域で食を通した健康づくりの活動をしているボランティア団体です。総合福祉会館及び小倉・木幡・広野公民館や各地域にて、料理教室の開催やパネル展示による啓発活動を行ったり、市の事業にも協力しています。

○宇治市健康づくり 食育アライアンス 【市健康づくり推進課】

宇治市で健康づくりや食育活動に取り組む団体同士がつながり、子どもや大人に向けて、それぞれの取り組みをより充実したものにしていくために立ち上げられたネットワークです。地域社会での活動を活性化させるため、地域で様々な活動を実施しています。



【HP】

学校・青少年・スポーツ

○育友会・PTA（宇治市連合育友会）【市教育支援課】

各小学校・中学校単位で保護者及び教職員により組織され、学校・家庭・地域と連携しながら、行事の開催や登下校時の安全対策、広報誌の作成等、子どもたちを取り巻く環境を良くするために活動しています。

○宇治市青少年健全育成協議会【市教育支援課】

青少年の健全育成を目的として、概ね各小学校区単位で地域青少年健全育成協議会が組織され、地域ごとに夏祭りや左義長など、大人も子どもも楽しめる行事の開催や、地域パトロール・クリーン運動など、明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。

○宇治市少年補導委員（宇治市少年補導委員会）【市教育支援課】

少年補導委員は教育委員会から委嘱され、各小学校区単位で少年非行の未然防止や子どもの安全・安心を守る活動に取り組んでいます。

○体育振興会（宇治市体育振興会連合会）【市文化スポーツ課】

各小学校区の体育・スポーツの振興と地域住民の健康増進を図るため、体育振興会主催の学区民運動会をはじめ、各種交流大会等の行事運営を行っています。

年代別など

○喜老会（宇治市連合喜老会）【市長寿生きがい課】

老人福祉法に基づき、町内会等の地域で、高齢者が集まって自主的に活動する組織です。高齢者の方が住み慣れた地域で生き生きとした生活を続けるために、スポーツや趣味等を通じた心身の健康活動、高齢者の支え合い・見守り活動等を行う友愛活動、清掃・美化等のボランティア、子どもの見守り等を行う奉仕活動を実施しています。

○子ども会（宇治市子ども会連絡協議会）【市生涯学習課】

子どもたちが遊びや活動を通して、仲間との連帯・協調を学ぶため、夏休みのラジオ体操やレクリエーション等の集団活動を行っています。また、宇治市子ども会連絡協議会が夏には球技大会、冬には百人一首及び将棋の大会を開催しています。

その他

○女性の会（宇治市女性の会連絡協議会） 【市生涯学習課】

女性の地位向上と福祉の増進を図るため、地域のクリーン運動や時宜を得た講座（女性いきいき学校）を開催しています。また、福祉まつり、あさぎりフェスタや宇治川マラソン大会などの市の事業に参画し、地域社会づくりに貢献しています。

○地区まちづくり協議会 【市都市計画課】

地区内の方々が中心となって、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るために設立され、市長の認可を受けた団体です。地区の目指すまちづくりに関する計画の策定及び運用等を進めています。

○NPO（非営利団体）

【京都府山城NPOパートナーシップセンター】（山城広域振興局企画・連携推進課）21-2049
市民が社会的課題（福祉・子育て・文化・スポーツ等）に自発的・自主的に取り組み、活動している（民間）非営利組織・団体で、地域コミュニティを活動の場としているものがあります。

○地域アートマネージャー 【京都府山城広域振興局企画・連携推進課】21-2049

山城地域で活動する文化・芸術活動の担い手（個人・NPO・任意団体・地域団体・企業・自治体等）による活動の支援と活性化、広域でのネットワークづくりを行っています。文化芸術活動に関する相談対応、文化芸術の拠点となる場所や人材の発信も行っています。

○宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議 【市環境企画課】

市民・事業者・市が互いに協働し、地球温暖化防止に向けた具体的取組を推進することを目的とした団体です。環境学習推進・みどりエコライフグループ・森林保全・広報・再生可能エネルギー推進の5つのグループで、市民に対し、身近で楽しみながら実践できる地球温暖化防止活動の普及啓発を行っています。

○フューチャー・デザイン宇治 【市市民協働推進課】

フューチャー・デザインとは、将来へ持続可能な社会を残すために、将来の社会を想像し、現代社会の仕組みを変革・デザインするための枠組みです。

フューチャー・デザイン宇治では、「住民が主体的に地域づくりを考えるきっかけの場」として市民有志で、フューチャー・デザインの手法を用いたワークショップを実施しています。

参 考 資 料



* 参考資料のデータは、宇治市ホームページでも
公開しておりますので、ご活用ください。

（１）会則 作成例

町内会・自治会の会則の参考例です。町内会・自治会によって、運営方法や活動内容などは様々ですので、それぞれの組織の実態に合わせた会則を定める必要があります。

〇〇自治会 会則（例）

第１章 総則

（名称）

第１条 会の名称は、〇〇自治会（以下「本会」という。）とする。

（区域）

第２条 本会の区域は、別表に定める区域とする。

（事務所）

第３条 本会の事務所は、△△△に置く。

第２章 目的および活動

（目的）

第４条 本会は、会員相互および地域の諸団体との協力・協調のもと、会員の親睦と福祉の増進を図り、明るく住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

（活動）

第５条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （１）会員相互の親睦を図るための各種行事に関すること
- （２）自主防災活動に関すること
- （３）防犯・交通安全に関すること
- （４）美化、清掃等の地域の環境整備に関すること
- （５）地域福祉に関すること
- （６）青少年の健全育成に関すること
- （７）地域の諸団体や行政との連携・協力に関すること
- （８）回覧板の回付等会員相互の連絡に関すること
- （９）その他、会の目的達成のために必要な事項に関すること

第３章 会員

（会員）

第６条 本会の会員は、第２条に定める区域の住民を対象とする。

（入会）

第７条 本会に入会しようとする場合は、会長に届け出なければならない。

２ 本会は、正当な理由なく、入会の届け出を拒んではならない。

(脱会)

第 8 条 次のような場合は、本会を脱会したものとする。

(1) 本人から脱会の届け出があった場合

(2) 転居や死亡などにより第 2 条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(会費)

第 9 条 会費は、1 世帯あたり月額□□□円とする。

(個人情報の取扱い)

第 10 条 本会の会員から取得した個人情報は、個人情報取扱細則に定め、適正に運用するものとする。

第 4 章 役員

(役員)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 〇名

(3) 会計 〇名

(4) 会計監査 〇名

(5) 専門部長 〇名

(6) 組長 〇名

(7) 顧問 〇名

(役員を選出)

第 12 条 会長、副会長、会計、会計監査、専門部長、顧問は、総会でこれを選出する。

2 組長は、各組から輪番で選出する。

(役員の職務)

第 13 条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長 本会を代表し、会を総括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) 会計 本会の出納事務を処理し、関係書類を管理する。

(4) 会計監査 本会の会計の監査を行う。

(5) 専門部長 各専門部の代表として、専門部の活動にあたる。

(6) 組長 各組の会員相互の連絡などの事務を行う。

(7) 顧問 本会の役員に対して、必要な助言を行う。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任の役員の残任期間とする。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 15 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 役員の選出に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) その他、本会の重要事項に関する事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催および招集)

第 17 条 定例総会は、年 1 回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、会員の〇分の 1 以上の請求があったとき、または役員会で総会開催の決議があった時に開催するものとし、会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じ、または役員の〇分の 1 以上の請求があったとき、会長が招集する。

(定足数)

第 18 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

2 役員会は、役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状または表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長をもって議長とする。

(議決)

第 20 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および開催場所
- (2) 会員の現在数および出席した会員数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要および結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 会計

(経費)

第 22 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてる。

(収支予算)

第 23 条 本会の収支予算は、総会の決議により定める。

(収支決算)

第 24 条 収支決算は、事業年度終了後○箇月以内に、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 雑則

第 26 条 本会則施行に関し必要な事項についての細則は、別に役員会の議決により定める。

附則

この会則は、○年○月○日から施行する。

〇〇自治会 個人情報取扱細則（例）

（目的）

第1条 この細則は、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報を適正に取扱うものとする。

（周知）

第3条 本会は、個人情報取扱細則を総会資料、または回覧で年一回は会員に周知する。

（取得）

第4条 本会が個人情報を取得する場合は、利用目的を達成する必要がある最小限の個人情報にとどめ、本人の同意を得るものとする。

（利用）

第5条 本会が取得する個人情報は次の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこととする。

（1）自治会会員名簿及び区域図の作成

（2）会費の請求・管理

（3）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（4）総会開催や行事の際の連絡・調整

（5）災害時、緊急時に必要な連絡・調整

2 前項の目的以外に利用する場合は、個人情報保護に関する法令等に別異の定めがある場合を除き、変更する目的について、あらかじめ本人の了承を得るものとする。

（管理）

第6条 会員から取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 自治会会員名簿及び個人情報が含まれる文書等は、配布を受けた会員が適正に管理するものとする。

3 個人情報を保管する者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 保有する個人情報について、開示または訂正、削除の申し出があった場合は、該当する個人情報を速やかに開示または訂正、削除するものとする。

5 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(提供)

第 7 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人命、身体または財産の保護のために必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生、児童の健全育成の推進に特に必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国や地方公共団体等に協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることによって事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 役員に関する個人情報について、国や地方公共団体、近隣自治会等に対し、自治会に関する事務を遂行するために必要がある場合

(6) その他、本会であらかじめ決めた提供先

(改廃)

第 8 条 本細則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則

1 本細則は、○年○月○日から実施する。

(2) 予算書 様式例

科目は、各町内会・自治会の活動内容などにあわせて、わかりやすい表記となるように設定しましょう。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

〇〇年度 〇〇自治会予算書 (例)

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増 減	摘 要
前期繰越金	150,000	0	150,000	前年度からの繰越金
会 費	600,000	540,000	60,000	6,000 円×世帯数 本年度 10 世帯増
古紙回収収入	40,000	40,000	0	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	99,000	0	出店の売上金
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
合 計	950,000	740,000	210,000	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増 減	摘 要
通信費	5,000	5,000	0	切手代 1,000、電話代 4,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	50,000	10,000	会報等の印刷
事業費	200,000	190,000	10,000	夏祭り 150,000、防災訓練 50,000
清掃費	120,000	110,000	10,000	草刈業者委託料
助成費	120,000	110,000	10,000	子供会 60,000、喜老会 60,000
備品費	150,000	0	150,000	防災倉庫 100,000、清掃用具 50,000
集会所運営費	50,000	40,000	10,000	光熱水費 30,000、消耗品購入 20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い 20,000
予備費	220,000	210,000	10,000	
合 計	950,000	740,000	210,000	

(3) 決算書 様式例

科目は、予算書で設定した科目に合わせるのが基本です。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

〇〇年度 〇〇自治会決算書（例）

【収入の部】

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
前期繰越金	150,000	150,000	0	前年度からの繰越金
会 費	600,000	600,000	0	6,000 円×世帯数 本年度 10 世帯増
古紙回収収入	40,000	45,000	5,000	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	140,000	41,000	出店の売上金
雑収入	1,000	2,000	1,000	預金利息等
合 計	950,000	997,000	47,000	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
通信費	5,000	4,000	-1,000	切手代 1,000、電話代 3,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	55,000	-5,000	会報等の印刷
事業費	200,000	200,000	0	夏祭り 150,000、防災訓練 50,000
清掃費	120,000	120,000	0	草刈業者委託料
助成費	120,000	120,000	0	子供会 60,000、喜老会 60,000
備品費	150,000	140,000	-10,000	防災倉庫 95,000、清掃用具 45,000
集会所運営費	50,000	50,000	0	光熱水費 30,000、消耗品購入 20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い 20,000
予備費	220,000	0	-220,000	
合 計	950,000	714,000	-236,000	

収入総額	997,000	
支出総額	714,000	
差引残高	283,000	次年度へ繰越

(4) 総会等の書面表決 様式例

町内会・自治会の総会などについては、開催方法、委任状による議決または書面による表決などの方法も。こちらでは書面による表決についての様式例を案内します。

定期総会通知文（書面表決例）
各自治会の実情に合わせ、加工してお使いください。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇自治会員 各位

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

〇〇自治会令和〇年度定期総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

当自治会では、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「定期総会資料一式」をご確認のうえ、本紙キリトリ線以下の書面表決書にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、令和〇年〇月〇日必着で、書面表決書を〇〇〇〇までご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、令和３年〇月〇日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

問い合わせ先

会長 〇〇 〇〇

電話番号 — —

キリトリ線

書面表決書

令和〇年〇月〇〇日

住所

氏名（自署名）

私は、〇〇自治会令和〇年度定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛 成	反 対
第1号議案	令和△年度事業報告の件		
第2号議案	令和△年度決算報告の件		
第3号議案	令和〇年度役員の件		
第4号議案	令和〇年度事業計画の件		
第5号議案	令和〇年度予算の件		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

（注）1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。

2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議案について※賛成とみなします。（※町内会の判断で賛成を「反対」や、保留欄を追加作成するなど町内会の議案の内容に合わせて適当な文章やレイアウトに変更してください。）

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会書面議決の結果について

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和3年〇月〇日必着で書面表決書をご提出いただきました。
その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和〇年度 〇〇自治会総会議決結果

議案

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成〇〇、反対〇〇
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成〇〇、反対〇〇
第3号議案	令和〇年度役員（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第5号議案	令和〇年度予算（案）	賛成〇〇、反対〇〇

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。
すべての議案について、過半数の反対をもって否決されました。

特記事項

〇〇〇〇〇〇〇〇

（５）未加入者向け案内等 作成例

町内会・自治会の未加入者に対する加入促進のための加入案内文と啓発リーフレットの作成例です。

【注意】 インターネット上には、イラストや画像が多数掲載されていますが、無断使用は著作権侵害となりますのでご注意ください。無料で利用できるものであっても利用規約等を確認したうえで利用しましょう。写真を掲載する場合は、写っている方に掲載の許可を得る等の確認をしましょう。

＜転入者向け加入案内文＞

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域に転入された皆様

□□□□自治会長 宇治 太郎

□□□□自治会への加入のご案内について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は、〇〇地域にご転入されましたこと、□□□□自治会を代表し、心より歓迎いたします。

自治会は、個人が感じている地域への思いや願いを地域全体に反映させる上で、重要な役割を担っており、□□□□自治会でも、住民同士の親睦を深め、お互いが助け合う安全で安心なまちづくりのため、日々活動に取り組んでおります。

自治会への加入は任意ですが、私たちの住むまちを、私たちの手でより住みやすいまちにするため、是非とも自治会へ加入していただきますようご協力をお願いいたします。

自治会への加入をお考えの場合は、会長または組長までご連絡ください。

□□□□自治会

＜地域＞ 宇治市〇〇地域（●●世帯）

＜主な活動＞ 夏祭り（８月） 避難訓練（１１月）

総会（年３回） 公園や道路の清掃活動（月１回）

＜会費＞ 月２００円（４月に１年間分を一括徴収しております。）

◎後日、組長がご自宅に伺います。

＜連絡先＞ 会長 宇治 太郎（Tel. △△－△△△△）

組長 宇治 花子（Tel. △△－△△△△）

◎ご不明な点等ございましたら会長または組長までお気軽にご相談ください。

町内会・自治会に 加入しましょう!!

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちの手でより住みやすいまちにするために活動しています。万が一の場合には、日頃からの地域のつながりが大切です。地域の活動や行事に参加して地域のつながりを深めましょう。

親睦行事

毎年、夏祭りや運動会等を行っています。ご近所同士の交流を深め、信頼関係を築いていきましょう。



防災訓練

昨年はバケツリレーや炊き出し等を行いました。もしもの時に助け合える環境作りに取り組んでいます。



美化活動

定期的に公園の草取りやクリーン活動を行っています。みんなで、きれいなまちにしましょう。

町内会・自治会は、地域の皆さんの助け合いによって成り立っています。町内会・自治会に参加しましょう。

町内会・自治会への加入等のお問い合わせは、下記までお願いします。

町内会・自治会名 ▲▲▲▲町内会

会長名（担当者名） 宇治市 太郎

連絡先 △△ - △△△△

(6) 宇治市公立集会所

宇治市内にある公立集会所一覧（市民協働推進課所管分）

大字	集会所名	集会所所在地	大字	集会所名	集会所所在地
六地藏	六地藏南集会所	六地藏柿ノ木町 27	平尾台	平尾台西集会所	平尾台一丁目 19-11
	六地藏公会堂	六地藏奈良町 35-10		平尾台東集会所	平尾台三丁目 13-6
木幡	木幡北畠集会所	木幡北畠 45-8	菟道	菟道集会所	菟道河原 7-1
	平尾東集会所	木幡平尾 27-53		菟道藪里集会所	菟道藪里 14-65
	平尾北集会所	木幡平尾 28-821		菟道南集会所	菟道荒横 1-83
	平尾南集会所	木幡平尾 67-2		三室戸集会所	菟道荒横 33-1
	平尾集会所	木幡平尾 16-4		車田集会所	菟道車田 25-12
	登り集会所	木幡花揃 13-3		三室戸北集会所	菟道出口 40-71
	西木幡集会所	木幡熊小路 19-144		菟道北集会所	菟道東隼上り 5-142
	木幡熊小路集会所	木幡熊小路 38-115		平町集会所	菟道平町 60-97
	御園集会所	木幡御園 20-109	羽戸山	羽戸山集会所	羽戸山二丁目 1-178
	御蔵山南集会所	木幡御蔵山 39-1638	志津川	志津川集会所	志津川南組 16-3
	須留集会所	木幡須留 5-75	炭山	笠取南部集会所	炭山直谷 31-12
	御蔵山集会所	木幡赤塚 49-4	東笠取	笠取集会所	東笠取稲出 23-4
	南山集会所	木幡南山 13-99	明星町	明星集会所	明星町一丁目 9-87
	南木幡集会所	木幡南山 4-54	宇治	若宮集会所	宇治沓番 103
	南山南集会所	木幡南山 54-11		宇治橋通集会所	宇治沓番 65-5
	東木幡集会所	木幡南山 68-3		上権現集会所	宇治大谷 5-16
	中木幡集会所	木幡北畠 10-10		蔭山東集会所	宇治蔭山 30-10
	木幡檜尾集会所	木幡檜尾 47-7		蔭山集会所	宇治蔭山 68-98
五ヶ庄	一番割集会所	五ヶ庄一番割 64		米阪集会所	宇治米阪 5-67
	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本 1-4		里尻集会所	宇治里尻 6-4
	広岡谷集会所	五ヶ庄広岡谷 2-506		市役所前集会所	宇治下居 10-3
	三番割集会所	五ヶ庄三番割 37		戸ノ内集会所	宇治戸ノ内 64-5
	西岡屋会館	五ヶ庄寺界道 69-1		半白集会所	宇治半白 20-42
	五ヶ庄東集会所	五ヶ庄芝ノ東 17-25		新半白集会所	宇治半白 76-3
	広芝集会所	五ヶ庄芝ノ東 40-4		妙楽集会所	宇治妙楽 13-11
	大和田西集会所	五ヶ庄新開 14-51		矢落集会所	宇治矢落 71
	大和田集会所	五ヶ庄西浦 22-6		御廟集会所	宇治御廟 29-12
	西川原集会所	五ヶ庄西川原 21-29		川東集会所	宇治東内 21 乙
	大林集会所	五ヶ庄大林 21-6	折居台	折居台南集会所	折居台一丁目 4-207
	福角集会所	五ヶ庄福角 1-1		折居台東集会所	折居台四丁目 1-228
	南部福角集会所	五ヶ庄福角 35-20		折居台北集会所	折居台二丁目 1-122

大字	集会所名	集会所所在地
天神台	天神台集会所	天神台一丁目 1-8
槇島町	槇島十一集会所	槇島町十一 113-16
	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪 158
	吹前集会所	槇島町吹前 37
	東目川集会所	槇島町清水 17-1
	下村集会所	槇島町大幡 48-4
	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合 56-20
	槇島集会所	槇島町北内 24-2
	西目川集会所	槇島町落合 230
	落合集会所	槇島町落合 97-7
小倉町	老ノ木集会所	小倉町老ノ木 53-4
	春日森集会所	小倉町春日森 44-3
	中畑集会所	小倉町中畑 49-3
	西山集会所	小倉町西山 19-12
	蓮池集会所	小倉町蓮池 102-12
	蓮池中集会所	小倉町蓮池 151-25
	東堀池集会所	小倉町堀池 23-18
	堀池集会所	小倉町堀池 39-42
	南小倉集会所	小倉町南浦 71-138
	西小倉集会所	小倉町南堀池 52-3
	南堀池集会所	小倉町南堀池 85-7
伊勢田町	伊勢田集会所	伊勢田町毛語 60
	砂田北集会所	伊勢田町砂田 40-6
	砂田集会所	伊勢田町砂田 6-132
	中ノ田集会所	伊勢田町中ノ田 37-178
	名木集会所	伊勢田町名木一丁目 1-280
	名木西集会所	伊勢田町名木二丁目 1-59
	伊勢田南集会所	伊勢田町南山 42-16
	南遊田集会所	伊勢田町南遊田 13-13
	伊勢田北集会所	伊勢田町若林 21-3

大字	集会所名	集会所所在地
琵琶台	宇治野神集会所	琵琶台三丁目 12-3
	琵琶台集会所	琵琶台三丁目 9-6
神明	宮西集会所	神明宮西 46-1
	城南荘集会所	神明宮東 88
	神明集会所	神明石塚 92-2
羽拍子	羽拍子集会所	羽拍子町 27-48
南陵町	南陵集会所	南陵町一丁目 1-353
	南陵南集会所	南陵町三丁目 1-74
安田町	安田町集会所	安田町大納言 1
開町	開集会所	開町 63-4
広野町	小根尾集会所	広野町小根尾 138-227
	北広野集会所	広野町桐生谷 46-59
	緑ヶ原集会所	広野町新成田 26-1
	南広野集会所	広野町寺山 45-15
	広野寺山集会所	広野町寺山 58-118
	奥広野集会所	広野町尖山 2-21
	広野友が丘東集会所	広野町尖山 34-1
	尖山集会所	広野町尖山 4-657
	広野成田集会所	広野町成田 1-48
	西広野集会所	広野町西裏 50-3
	広野集会所	広野町丸山 1-1
	広野丸山集会所	広野町丸山 52-11
	広野宮谷集会所	広野町宮谷 106-8
	大開西集会所	広野町大開 9-129
	広野三軒家集会所	広野町大開 177-3
	大開集会所	広野町大開 51-4
寺山台	寺山台集会所	寺山台二丁目 10-1
大久保町	西大久保集会所	大久保町旦棕 28-3
	南大久保集会所	大久保町上ノ山 53-53
	平盛集会所	大久保町平盛 15-14

令和 7 年度 町内会・自治会の手引き

発 行：令和 7 年 5 月

作 成：宇治市 総務・市民協働部市民協働推進課

電 話：0 7 7 4 - 2 2 - 3 1 4 1（代表）

0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 2 1（直通）

F A X：0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

MAIL：community@city.uji.kyoto.jp